

仕 様 書

1 業務名

はしご付消防自動車の年次点検業務

2 業務内容

本市が保有するはしご付消防自動車を消防用車両の安全基準（平成19年3月 日本消防検定協会）に従って、機能試験、部品の交換時期の確認及び摩耗する構成部品の詳細検査、負荷試験及び昇降機の落下防止装置の作動試験を行うもの。

なお、部品の交換を伴わない各種機器の修理及び調整を含むものとする。

3 該当車両

No.	車両名	級別	配置場所	艀装メーカー
1	大手はしご1	3.5m	中消防署	(株)モリタ
2	基町はしご1	5.0m	中消防署 基町出張所	(株)モリタ
3	段原はしご1	3.0m	南消防署	(株)モリタ
4	都はしご2	3.0m	西消防署	(株)モリタ
5	佐東はしご1	3.0m	安佐南消防署	(株)モリタ
6	祇園1 (MVF)	1.3m	安佐南消防署 祇園出張所	(株)モリタ
7	中島はしご1	3.0m	安佐北消防署	(株)モリタ
8	高陽1 (MVF)	1.3m	安佐北消防署 高陽出張所	(株)モリタ
9	海田はしご1	3.0m	安芸消防署	(株)モリタ
10	五日市はしご1	2.5m	佐伯消防署	(株)モリタ
11	海老園はしご1	3.0m	佐伯消防署 海老園出張所	(株)モリタ

4 履行場所

受注者の指定する場所

5 履行期限

令和8年8月31日（月曜日）

6 点検整備の範囲

部品の交換を伴わない各種機器の修理及び調整、基盤の設定変更等は、契約金額に含むものとする（部品の交換が必要と認められた場合は、本市に直ちに連絡すること。）。

また、該当車両を配置場所から履行場所まで回送すること。

7 業務実施にあたっての留意事項

点検整備等の結果、修理箇所及び不具合部分が発生した場合、本市に連絡し指示を受けること。

8 完了検査

次の検査を実施する。

(1) 走行試験

(2) はしご性能試験

ア 機械及び油圧系統各部の検査

イ エンジン設定回転数及び規定油圧力の検査

ウ 作動検査

9 保証

完了検査の日から12か月以内において、不可抗力あるいは取り扱い不注意を原因とするもの以外の故障が生じた場合は、本市職員の指示により受注者において直ちに無償にて再点検及び各種機器の調整等、必要な措置を講じること。

10 責任

車両の回送から完了検査に至るまでの間で発生したいかなる事故も、受注者においてその責任を負うこと。

11 提出書類

(1) 委託業務実施計画書

広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は別記様式1とし、契約締結後、電子データにて本市に提出し、その承認を得ること。

(2) 委託業務実施報告書

広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は別記様式2とし、業務完了後、点検報告書とあわせて電子データにて本市に提出すること。

12 その他

仕様書に疑義が生じた場合は、本市職員の指示によること。

委託業務実施計画書

令和 年 月 日

広島市長様

所在地

名称

代表者職氏名

業務名 はしご付消防自動車の年次点検業務
委託期間 契約締結日から令和8年8月31日まで
内容 広島市消防局が保有するはしご付消防自動車に対し、消防用車両の安全基準に基づき、機能試験、部品の交換時期の確認及び摩耗する構成部品の詳細検査、負荷試験及び昇降機の落下防止装置の作動試験を行うもの。

広島市委託契約約款第6条の規定に基づき、上記業務の委託業務実施計画書を提出しますのでご承認ください。

(担当者の連絡先)

担当者 : _____ 部 _____ 課 _____

電話 : (_____) _____ (代) (内線 _____)

【広島市使用欄】

提出者本人確認等済 (提出者 : _____ 広島市担当者 : _____)

委 託 業 務 実 施 報 告 書

令和 年 月 日

広 島 市 長 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

業 務 名 はしご付消防自動車の年次点検業務
委 託 期 間 契約締結日から令和8年8月31日まで
内 容 広島市消防局が保有するはしご付消防自動車に対し、消防用車両の安全基準に基づき、機能試験、部品の交換時期の確認及び摩耗する構成部品の詳細検査、負荷試験及び昇降機の落下防止装置の作動試験を行うもの。

広島市委託契約約款第12条の規定に基づき、上記業務の委託業務実施報告書を提出します。

(担当者の連絡先)

担当者 : 部 課
電 話 : () — (代) (内線)

【広島市使用欄】

提出者本人確認等済 (提出者 : 広島市担当者 :)